附則第四十五条の二第六項を削り、同条第七項中「新租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第二十項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第二十一項」に、「前項において準用する第二項第一号」を「第三項第一号」に、「同条第二十一項第一号」を「同条第二十二項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二項及び第四項」を「第三項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第四十五条の三第一項中「、同条第五項各号に規定する給与等支給額には連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法施行令第二十七条の十三第五項第一号の国内雇用者に対する旧租税特別措置法第四十二条の十三第六項第一号イに規定する給与等の同号イに規定する支給額を含むものとし」を削り、「の新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第六項第一号」を「の租税特別措置法施行令第二十七条の十三第八項第一号」に、「特定対象年度」を「対象年度」に、「新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第八項第一号に」を「同令第二十七条の十三第六項第一号に」に、「同条第十項第一号」を「同条第八項第一号」に、「新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十項第二号」を「同令第二十七条の十三第八項第二号」に、「新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十項第三号」を「同令第二十七条の十三第八項第三号」に改め、同条第二項中「新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第八項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の十三第六項第二号」に改め、同条第三項中「新租税特別措置法第四十二条の十三第七項第四号又は第八号の」を「同号及び新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十二項」を「同項第四号及び租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十一項」に改め、同項第一号中「新租税特別措置法第四十二条の十三第七項第四号ト」を「租税特別措置法第四十二条の十三第七項第五号ト」に改め、同項第二号及び第三号中「新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十二項第一号イ」を「租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十一項第一号イ」に改め、同項第四号中「新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十二項第二号イ」を「租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十一項第二号イ」に改め、同条第五項中「新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十四項第一号ロ」を「租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十三項第一号ロ」に、「新租税特別措置法施行令第二十七条の十三第十五項第二号イ」を「同令第二十七条の十三第十四項第二号イ」に改める。

附則第四十六条第一項中「新租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十二項の」を「租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十七項の」に、「新租税特別措置法第四十五条第二項」を「租税特別措置法第四十五条第三項」に、「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「第三十九条の五十六第九項」を「第三十九条の五十六第十三項」に、「、新租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十二項」を「、租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十七項」に、「に新租税特別措置法施行令第二十八条の九第二十二項」を「に同令第二十八条の九第二十七項」に改め、同条第二項中「新租税特別措置法第四十六条の二第一項」を「租税特別措置法第四十六条第一項」に改め、同条第五項中「規定は、」の下に「旧租税特別措置法第六十八条の二十五若しくは第六十八条の三十四の規定又は」を加え、同条第六項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に、「同項各号」を「新租税特別措置法施行令第三十条第三項各号」に、「第三十条第三項第九号から第十六号まで」を「第三十条第三項第八号から第十四号まで」に改める。

附則第四十七条第一項中「同条第七項各号、第十三項、第十五項及び第十七項」を「同条第八項各号、第十四項、第十六項及び第十八項」に改め、同条第三項中「新租税特別措置法施行令第三十三条の二第十三項及び第十五項」を「租税特別措置法施行令第三十三条の二第十四項及び第十六項」に、「新租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五項」を「同令第三十三条の二第十六項」に改め、同条第四項中「新租税特別措置法施行令第三十三条の二第十四項の」を「租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五項の」に、「新租税特別措置法施行令第三十三条の二第十四項第三号」を「租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五項第三号」に、「新租税特別措置法施行令第三十三条の二第十四項第四号」を「租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五項第四号」に改める。

附則第四十七条の次に次の一条を加える。

（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する経過措置）

第四十七条の二　改正法附則第二十条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法施行令第三十五条の規定の適用については、同条第二項第一号中「同条第二項」とあるのは「同条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。次項第一号ロ(1)及び(2)において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項」と、同条第三項第一号ロ(1)及び(2)において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項」とする。

附則第五十一条第一項中「第三十九条の九十九第五項第二号」を「第三十九条の九十九第九項第二号」に、「新租税特別措置法施行令第三十九条第二十項」を「租税特別措置法施行令第三十九条第二十四項」に、「新租税特別措置法施行令第三十九条第二十九項」を「同令第三十九条第三十三項」に、「新租税特別措置法施行令第三十九条第三十四項」に改め、同条第四項中「新租税特別措置法施行令第三十九条第二十三項」を「租税特別措置法施行令第三十九条第二十七項」に改める。

附則第五十二条中「新租税特別措置法施行令第三十九条の十の三第四項第一号ロ」を「租税特別措置法施行令第三十九条の十の二第四項第一号ロ」に改める。

附則第五十六条の二第二項中「新租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第九項」を「租税特別措置法施行令第三十九条の二十三の二第十項」に改める。

附則第五十七条中「新租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第十三項」を「租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第十八項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第四十六条第五項の改正規定及び次項の規定は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　前項ただし書に規定する日から農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における改正後の法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第四十六条第五項の規定の適用については、同項中「第六十八条の二十五若しくは第六十八条の三十四」とあるのは、「第六十八条の二十五」とする。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

環境大臣　山口　壮
内閣総理大臣　岸田　文雄